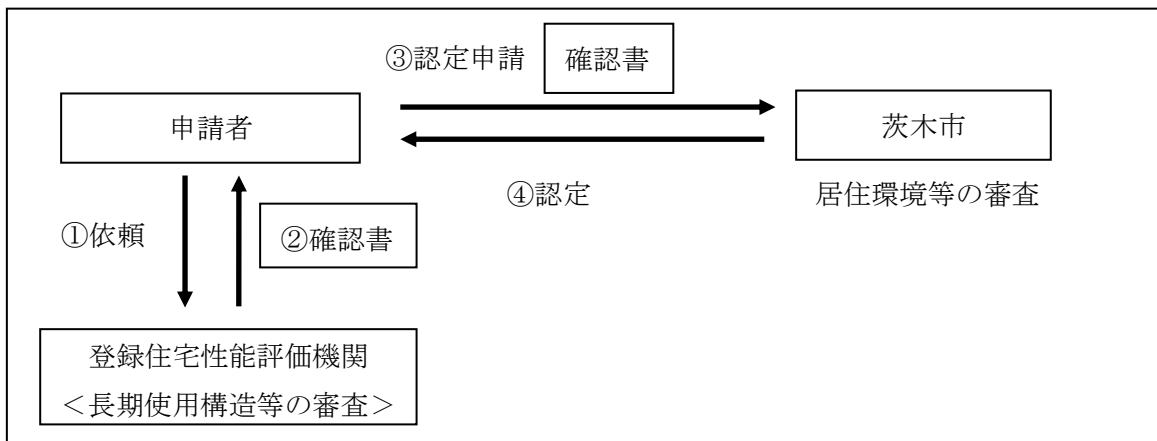


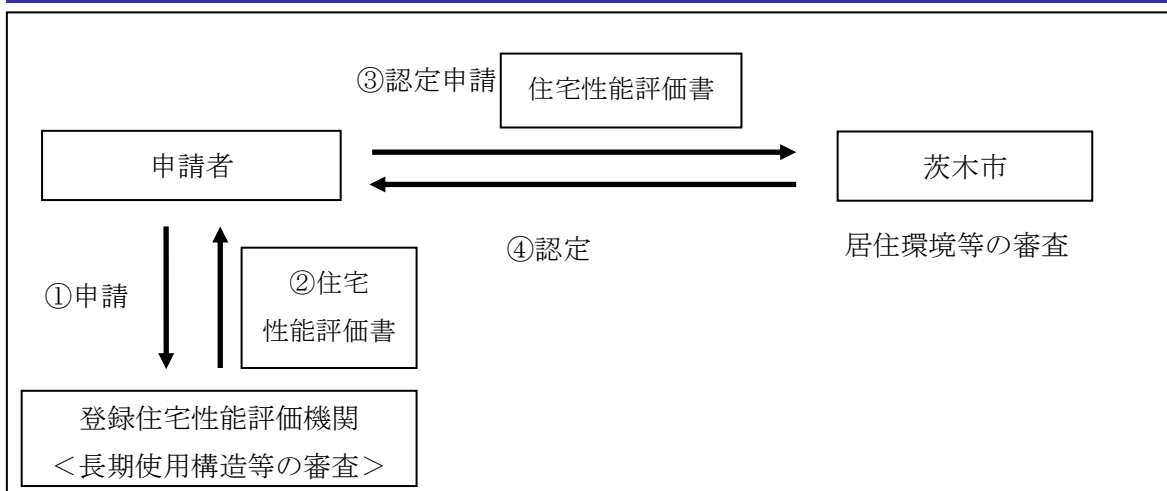
長期優良住宅の認定手続き

主な申請手続きは、登録住宅性能評価機関により交付された品確法に基づく長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書を添付して申請する方法があります。

長期使用構造等の審査を依頼し「確認書」を添付して申請する場合



住宅性能評価に併せ長期使用構造等の審査を受け「住宅性能評価書」を添付して申請する場合



※居住環境基準及び災害配慮基準には認定できない区域があります。認定できない区域内では、他の認定基準を満たす建築物であっても認定できませんので、住宅性能評価機関の事前審査前に、必ず茨木市にご確認ください。

住宅性能評価機関による事前審査項目

認定基準のうち、■の項目は住宅性能評価機関による事前審査が可能であり、□の項目は茨木市による審査となります(事前審査がないことから、該当項目が免除されるという意味ではありません)。

- 劣化対策(構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
- 耐震性(地震に対する安全性の確保)
- 維持管理・更新の容易性(構造及び設備の変更を容易にするための措置)
- 変索性(維持保全を容易にするための措置)
- バリアフリー性(高齢者の利用上の利便性及び安全性)
- 省エネルギー性(エネルギーの使用の効率性)
- 居住環境(居住環境の維持及び向上への配慮)
- 住戸面積(住宅の規模)
- 維持保全計画(建築後の住宅の維持保全、資金計画)
- 災害配慮(自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮)

茨木市の直接審査となります。